

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

志賀町は、能登半島中央部に位置し、平成 17 年 9 月 1 日に旧志賀町、旧富来町が合併し、新「志賀町」となった。令和 2 年国勢調査では、近年の少子高齢化の加速に伴い、0～14 歳は減少、65 歳以上は増加し、65 歳以上の人口は、総人口の 44.6% で超高齢化社会となっている。

町の産業構造は、古くから農林水産業が基幹産業であり、令和 2 年の第一次産業人口割合は 9.5% と、石川県全体 (2.6%) と比較して高い割合を示しているが、年々減少傾向にある。

工業は、かつては繊維工業が主力であったが、現在は能登中核工業団地や堀松工場団地への企業誘致などにより、電気機械や精密機械を中心に出荷額を伸ばし、第二次産業人口も増加して、令和 2 年は 31.4% と、石川県全体 (27.4%) より高くなっている。

また、町の中央の海岸部に志賀原子力発電所（原子炉 2 基）が立地している。

商業は、かつての中心市街地の商店街から、国道 249 号沿道に郊外型商業施設が進出している。

しかしながら、域内における現在の中小企業は、人口減少の影響もあり、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況にある。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、能登地域の中核としてさらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

志賀町の産業は、農林水産業が中心であるが、製造業、サービス業など多様な業種が志賀町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

志賀町の産業は、市街地、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、志賀町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

志賀町の産業は、農林水産業が中心であるが、製造業、サービス業など多様な業種が志賀町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

しかしながら、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄である。このため、本計画において対象とする業種は、再生可能エネルギー発電事業を除いた全業種とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」第9条第1項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」(同法第2条第3項第1号から6号に規定する全ての「再生可能エネルギー源」を含む。)を指す。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全地域経済の発展に配慮する。